

支援器具の賃貸借に関する仕様書

1 対象物件（機器等）

電動アシスト付き車いす 1台

2 契約方法

リースによる賃貸借契約（機器等の保守を含む。）とする。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。（12カ月）

4 機器等の規格

仕様については、次の内容と同等品以上の性能・容量を有するものとする。

規 格 等
・電動アシスト機能を有すること
・使用者最大荷重 100kg に対応可
・登坂角度 14度 に対応可

5 機器等の設置場所及び設置期限

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

所在地	数量
高松市屋島東町1784-6 屋島山上交流拠点施設内	1台

6 機器等の設置作業等について

納入業者は、次の設置・設定作業を行うこと。

令和8年4月1日に設置を完了すること。

※ 設定詳細及び設定に係る日程については、導入業者決定後に高松市と協議する。

7 機器等の保守について

(1) 保守の対応期間は、機器等を設置した日から賃貸借期間満了までとする。ただし、火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌平日）の期間を除く。

(2) 保守対応時間帯は、日曜日、月曜日、水曜日、木曜日は午前9時から午後5時まで、金曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日は午前9時から午後9時までとする。

(3) 機器等の保守は、市の申し出により速やかに行うものとする。

8 見積に当たっての注意点

- (1) 見積に当たっては、本仕様書を満たすこと。
- (2) 見積に当たっては、機器等の賃貸借料に加えて保守、機器搬入、設置、搬出、動産保険等、一切の経費を含め、見積金額を算定ものとする。
- (3) 毎月同一金額での支払いとするものとする。(総価金額は12で割り切れること。)

9 その他

機器等を設置する日時については、事前に観光交流課と協議すること。

10 機器の搬出

契約期間満了に伴う機器の搬出に当たっては、市の指示に従い搬出するものとする。

11 連絡先

高松市 創造都市推進局

観光交流課 観光エリア振興室 (担当: 福田)

TEL : 087-839-2417

FAX : 087-839-2440